

北海道原水協 F A X ニュース

原水爆禁止北海道協議会 Eメール hokkaidogensuikyo@pearl.ocn.ne.jp

電話 011 (747) 7557 fax (747) 7537 2015年11月 6日

被爆70年を核兵器廃絶の転機に

もう待てない!

東京地裁判決、厚労省は控訴するな!

北海道原水協は10月29日のノーモアヒバクシャ訴訟東京地裁全員勝訴(原告17人)を受けて、今日の6・9行動で「控訴するな」の要請署名と、「核兵器全面禁止のアピール」署名の協力を呼びかけました。控訴期限が11月12日なので要請署名は早速厚生労働大臣宛て fax しました。北海道高教組の佐々木瑛さん、国民救援会札幌支部の宮子明さん、北海道原水協嶋田千津子事務局長が、核兵器と人類は共存できない、核兵器を廃絶することが核兵器を使用しない何よりの保証だと訴えました。

車の中から戦争法反対のタペストリーを見て署名をする方、戦争孤児だったと話して署名する方、募金箱を用意していなかったのに署名したあとに1000円を募金する方・・・本当に寒くて震えながらの6・9行動でしたが元気が出ました。北海道民医連、新婦人中央支部など7人が参加しました。



いちえふ裁判 全国で初めて福島原発労働者が裁判にたちあがった・・・

福島第1原発の元従業員(57歳・男性)が東京電力と下請け2社を提訴した損害賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が5日(木)札幌地裁805号法廷で行われました。「発症した3つの原発性のがんは福島原発での作業が原因だ。放射線被ばくの対策や安全配慮義務を怠った責任を認め、労働者に対する責任を果たしてほしい。福島原発で被ばくした人はいっぱいいる。そのひとたちのためになると決意した」と原告の意見陳述をしました。

福島原発に行くことに躊躇があったが、強く勧められてやむなく行くことになった。あの現場で仕事したい人なんて誰もいない。家族は「行かないでほしかった」と。

訴訟の争点は、がんの発症と放射線との因果関係と、立証の程度です。高崎暢弁護士は「原子爆弾か原発事故かの違いはあっても、放射線被害に対する国や東京電力の主張は、司法の場ではすでに決着済みのものである。被ばく線量という数値にとらわれずに健康被害を直視してほしい」と陳述しました。次回公判は2月18日(木)午前11時からです。

11月13日(金)18時~20時

TPP「大筋合意をゆるさず・・・」学習決起集会 かでの2・7 920会議室にて

